

大阪商業大学利益相反マネジメント規程

制 定 平成 31 年 4 月 1 日

最近制定 令和 2 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪商業大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、大阪商業大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員等が産官学連携活動等を行うにあたり、利益相反を十分に理解し適切に管理することにより社会的信用を維持し、当該産官学連携活動等を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語を次のように定義する。

(1) 狭義の利益相反

教職員等又は本学が産官学連携活動等に伴って得る利益と教育・研究等の本学における責任とが相反する状況をいう。

(2) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任とが相反する状況をいう。

(3) 本学としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本学が得る利益と本学の社会的責任とが相反する状況をいう。

(4) 責務相反

教職員等が、兼業活動により企業等に対して負う職務遂行責任と本学における職務遂行責任とが両立しえない状況をいう。

(5) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反を合わせた総称をいう。

2 この規程では、特段の断りがない限り、利益相反とは広義の利益相反をいう。

3 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者とし、利益相反マネジメントの対象とする。

(1) 教職員（非常勤除く）

(2) その他、第5条に定める利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が必要と判断した者

(基準)

第3条 産官学連携活動等を推進するうえで生じる利益相反の問題を解決する指針として、

次の各号を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 教職員等は、本学における職務に関し、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (2) 教職員等は、個人的な利益の有無に関わらず本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (3) 本学は、利益相反に関する社会的責任を果たすうえで、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(対象事象)

第4条 利益相反の生じる可能性がある行為は、次の各号の場合とする。

- (1) 就業規則により、許可を得て本学の職以外の職を兼ねる場合
- (2) 教職員等が、自らの知的財産権を本学以外の第三者に承継及び使用を許諾する場合
- (3) 受託研究及び共同研究を行う場合
- (4) 外部研究者等の受け入れを行う場合
- (5) 相手企業等及び利害関係にある者から寄附金、設備、物品の供与を受ける場合
- (6) 相手企業等及び利害関係にある者から物品を購入する場合
- (7) 相手企業等及び利害関係にある者に対して施設・設備の利用を許可する場合
- (8) その他、相手企業等及び利害関係にある者から何らかの便益を供与される場合

第2章 組織

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学における利益相反マネジメントに関する基本的な事項の審議については、委員会が行う。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学科主任
- (4) 研究科長
- (5) センター長
- (6) 研究所長
- (7) 図書館長
- (8) 商業史博物館長
- (9) 事務局長
- (10) 事務局次長

(11) 学長企画室長

(12) 庶務課長

2 委員会の委員長は、学長が委嘱する。

(招集及び定足数等)

第7条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、構成員の2/3以上の出席をもって成立する。

3 議事は、出席構成員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 利益相反審査の対象となる産官学連携活動等に関わる委員は、その議事に加わることができない。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) ポリシー及び利益相反に係る規程に関する事項

(2) 教職員等に対する利益相反マネジメントの啓発に関する事項

(3) 利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項

(4) 次条に規定する利益相反アドバイザーから審議の要請があった事項

(5) その他利益相反に関し必要な事項

(利益相反アドバイザー)

第9条 教職員等の相談に応じ、利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、学長が学内外の有識者等に委嘱するものとする。

(アドバイザーの業務)

第10条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教職員等からの利益相反に関する相談への対応と助言

(2) その他、委員会が必要と認めた業務

第3章 利益相反マネジメント

(利益相反マネジメントのための調査及び相談)

第11条 第8条第3号の調査及び相談は、教職員等からの利益相反自己申告書（以下「申告書」という。）等の提出及び第14条に規定する相談により委員会が実施する。

2 前項の調査、相談の具体的な実施方法及び申告書の様式については、委員会が別に定める。

3 委員会は、必要に応じて、教職員等への事情聴取等を実施することができる。

(審査、勧告等の手読き)

第12条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反を構成する事実関係を確認し、本学の利益相反マネジメントが必要であるか否かを審査する。

2 委員会は、前項の審査の結果、改善が必要な活動を行う教職員等に対しては、改善勧告を行うものとする。

3 委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う教職員等の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた教職員等は、当該勧告に不服があるときは、勧告を受けた日から起算して14日以内に委員長に対して書面により再審査を求めることができる。

5 委員長は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに委員会において再審査を行うものとする。

6 委員会は、再審査の請求に係る活動について、改善の必要の有無を審議し、結果を学長に報告する。

7 学長は、前項の報告を受けた場合において、当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う教職員等に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、当該活動を行った教職員等にその旨を通知する。

(申告書等の保存)

第13条 委員会は、提出された申告書等を秘密書類として管理し、保存する。

(アドバイザーへの相談等)

第14条 教職員等は、利益相反の可能性がある場合には、随時アドバイザーに相談することができる。

2 アドバイザーが前項の相談内容について委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 委員、アドバイザー及び事務担当者は、申告書等の全ての個人情報について、「大阪商業大学個人情報適正管理規程」を遵守し、適正に管理しなければならない。

(事務所管)

第16条 この規程の事務所管は、庶務課とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。